

スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠よくある質問FAQ

Q1. 留学許可とは？

A1：外国の大学等で学修するため、学長の許可を得て留学することです。留学許可を取得すると、留学期間中も金沢大学に授業料を納めることになります。留学期間が修業年限に含まれます。

※休学して留学した学生は、本奨学金の対象とはなりません。

Q2. 標準修業年限とは？

A2：下記の通りです。学域生は、学則 38 条、大学院生は大学院学則第 6 条を参照してください。

金沢大学学則（学域生）

第 38 条 修業年限は、4 年とする。ただし、医薬保健学域の医学類及び薬学類にあつては、6 年とする。

金沢大学大学院学則

第 6 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5 年とする。(博士前期課程は 2 年とし、博士後期課程は 3 年とする。)ただし、人間社会環境研究科博士前期課程法学・政治学専攻、経済学専攻及び地域創造学専攻については、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 3 条第 3 項の規定に基づく 1 年以上 2 年未満の標準修業年限である履修制度(以下「短期(1 年)在学型制度」という。)の標準修業年限は、1 年とする。

3 医学博士課程及び薬学博士課程の標準修業年限は、4 年とする。

4 専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3 年とする。

Q3. 選考はありますか？

A3：提出書類を確認の上、受給資格を満たす申請者に支給します。

Q4. 奨学金の給付対象者は、「留学許可を得て海外留学することによって、標準修業年限を超えて在籍する必要が生じたものとする。」とあるが、具体的な例を教えてください。

A4：本奨学金は、標準修業年限を越えた年における在籍期間のうち、留学許可を得て海外留学した期間に応じて、留学許可を得た期間を限度として給付されます。**ただし、申請年度の授業料が納付されないと本奨学金は給付されませんので注意してください。**

ケース1. 標準修業年限内に留学を開始する場合。

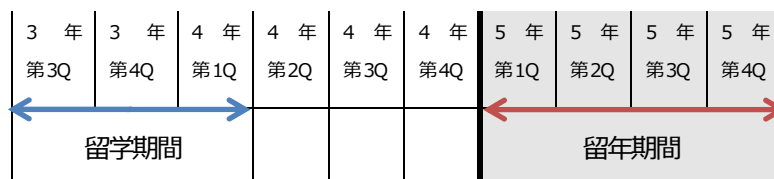
例その1) 3年の後期から4年の前期まで1年間留学し、1年留年する場合。

⇒奨学金給付額は1年分。



例その2) 3年の第3クォーターから4年の第1クォーターまで3クォーター留学し、1年留年する場合。

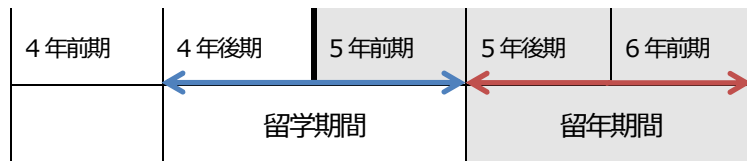
⇒奨学金給付額は3クォーター分。



ケース2. 標準修業年限を越えて、1学期間留学する場合。

例) 4年の後期から5年の前期まで1年間留学する場合。

⇒奨学金給付額は、1年分。



ケース3. 標準修業年限を越えて、留学を開始する場合。

例) 5年の前期から、6年の前期まで1年間留学する場合（医学類・薬学類除く）。

⇒留学開始時から留年しているものについては、本奨学金対象外。標準修業年限内に開始した留学を対象とする。



Q5. 金沢大学在学中に1年間留学し、授業料を1.5年分支払った場合、受給できる奨学金は、最大1.5年分となるか。

A5. 本奨学金の支給金額は、留学許可を得た期間が限度となります。以下の例の場合、留学許可を得た期間は、1年分のため、支給できる奨学金は最大1年分となります。



Q6. 金沢大学の授業料免除を受けているが、本奨学金を受給することは可能か。

A6. 標準修業年限内に授業料免除を受けた場合は、本奨学金を受給することは可能です。留年期間中に授業料免除を受けた場合については、授業料免除の額が全額の場合は、受給対象外となります。半額免除の場合は本奨学金の給付額の半額を支給します。